ただし、原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百七十九条第一項第一号中「30m」を「100m」に、「８Ｗ以上」を「15W以上60W以下」に、「10㎠」を「20㎠」に改め、同項第二号中「３倍」を「５倍」に改め、同項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第二百八十一条第一項第一号中「位置」の下に「の前面及び後面」を加え、同項第二号中「(原動機付自転車の両側面に備える方向指示器にあっては30m)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°）の平面並びに方向指示器の中心を含む、原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

第二百八十二条第二項第三号中「、その指示部の中心において」を削り、「300㎜（光源が８Ｗ以上のものにあっては、250㎜）」を「、その照明部の最内縁において240㎜」に、「150㎜」を「、その照明部の中心において150㎜」に、「又は尾灯」を削り、「場合」の下に「の前方に対して方向の指示を表示するためのもの」を加え、「、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の尾灯」を「方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁」に改め、同項第七号中「(方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第三号の基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とする。)」を削り、「、同項第三号」を「、同項第四号」に、「、すべて」を「、全て」に改める。

別表第４・５・８中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改める。

別表九３・10中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に改める。

別表十六１中「自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付自動車を除く。)」を「乗車定員10人以下の三輪自動車」に改める。

別表十七１中「普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車」に改め、同別表４・を次のように改める。

4.　判定基準

3.の試験を行ったとき、次に掲げる基準に適合すること。

4.1.　圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車にあっては、衝突後各部より車外に流失又は滴下する燃料の量は、最初の１分間で30ｇ以下であり、かつ、５分間で150ｇ以下であること。

4.2.　圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては、次の手順で求められる水素ガス漏洩は、毎分131ＮＬ以下であること。

別表十一３・１・１・㈢中「助走路」を「バリヤ衝突面から手前５m程度の助走路」に改め、同別表３・２・㈡中「よい」を「よく、また、燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない」に改め、同別表３・２・㈧中「比重」を「粘性、比重」に改め、「こと。」の下に「また、燃料の量は規定タンク容量の90％以下であってはならない。」を加え、同別表３・７・を次のように改める。

3.7.　試験方法

3.7.1.　試験自動車を50.0±02km／ｈの速度で惰行走行させ、バリヤ前面に垂直に正面衝突させる。このとき、ダミーの頭部加速度、胸部加速度及び大腿部荷重を測定し、これらに基づき、ダミーのＨＩＣ及び胸部合成加速度を計算する。この場合において、試験自動車を牽引する装置の牽引加速度は4.9m／s²以下であり、かつ、試験自動車は衝突時の車両中心面とバリヤ中心面との間隔は300㎜以下であること。

3.7.2.　衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を５分間測定する。

別表十一３・４・１に次のように加える。

⑸　衝突後各部より車外に流出又は滴下する燃料の量は、最初の１分間で30ｇ以下であり、かつ、５分間で150ｇ以下であること。

別表十三１・中「なお、装置型式指定規則第５条により認定を受けた同規則第２条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置にあっては、本技術基準は適用しない。」を削る。

別表十三十七を削除する。

別表五十一２・５・29・及び別表五十一２・５・29・１・中「相互依存型灯火等」を「「Ｙ」マーク付相互依存型灯火等」に改め、同別表２・５・30・を同別表２・５・31・に改め、同別表２・５・29・１・の次に次のように加える。

2.5.30.　「「Ｄ」マーク付灯火等」とは、独立して使用される又は１個の灯火等とみなされる２個の灯火として使用される独立式の灯火装置をいう。

別表五十一２・14・１・２・中「独立式灯火等又は集合式灯火等であって次のいずれかを満たすもの」を「「Ｄ」マーク付灯火等」に改め、同別表２・14・１・２・１・及び２・14・１・２・２・を削り、同別表２・14・１・３・を次のように改める。

2.14.1.3.　同一の機能を有する２個又は３個の「Ｙ」マーク付相互依存型灯火等。

別表五十一２・14・２・を次のように改める。

2.14.2.　帯状の形状又は細長い形状を有する灯火等の発光面であって車両中心面に関して対称な位置に取り付けられている場合には、当該灯火等は、「２個」の灯火等又は「偶数」の灯火等とみなす。

別表五十一３・７・中「又は兼用式灯火等」を「若しくは兼用式灯火又は１個の灯火等」に改め、同別表３・７・２・を次のように改める。

3.7.2.　１個の灯火等

別表五十一３・７・２・１・を次のように改める。

3.7.2.1.　2.14.1.1.に規定する１個の灯火等にあっては、次に掲げる要件のいずれかに適合するように取り付けられなければならない。